

教授会の意見を聴くことが必要な事項に関する内規

第1条 静岡産業大学教授会及び専任教授会規程第3条第1項第3号に規定する学長が定める事項は次のとおりとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 授業科目の担当に関する事項
- (3) 学生の学業成績に関する事項
- (4) 学生の表彰に関する事項
- (5) 学生の転学、留学、転学部・転学科及び除籍に関する事項

第2条 この内規の改定は、大学協議会で審議し、その結果を参酌した上で、学長が行う。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。